

有機転換推進事業について

令和8年1月時点

富山県農業技術課

<対策のポイント>

有機農業の面積拡大に向けて、慣行農業からの転換等により新たに有機農業を開始する農業者に対し、取組面積に応じて支援します。

<事業目標>

- 有機農業の面積 (63,000ha [令和12年])

<事業の内容>

1. 有機農業への転換推進

新たに**有機農業への転換等**に取り組む農業者に対し、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくい圃場環境の整備といった**有機農業の生産開始に必要な経費相当額**を支援します。

- 対象者：ア 有機農業に取り組む新規就農者
イ 慣行農業から有機農業への転換に取り組む農業者
(※) これまでに本事業による支援を受けていない者であること
- 対象農地：慣行栽培から有機農業への転換初年度となる農地
- 単価：10aあたり2万円以内
(本事業は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。)
- 要件：ア 将来的に国際水準の有機農業に取り組むこと
イ みどり認定を受けている、又は受ける予定があること
ウ 有機農業の新規就農者の場合、
地域における国際水準の有機農業の平均的な収量と
おおむね同等以上の収量実績があること 等

2. 推進事務

都道府県、市町村等による有機転換推進事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

**慣行から有機農業への転換**

[お問い合わせ先] 農産局農業環境対策課 (03-6744-2114)

出典：農林水産省資料

有機転換推進事業の条件

交付申請者（農業者）

以下の基準をすべて満たす農業者が対象です。

- ・国際水準の有機農業に新たに取り組む農業者
(慣行からの転換者又は新規就農者)
- ・営農の一部又は全部において国際水準の有機農業に取り組むことを予定していること
- ・販売を目的としていること
- ・本事業終了後も引き続き、国際水準の有機農業を継続する意向があること
- ・みどりの食料システム法に基づく認定制度（みどり認定）を受けている又は受ける予定があること

※既に有機農業に取り組んでいる農業者であっても、これまでに有機管理を行っていない農地で、新たな品目を生産する場合は支援の対象になります。

※国際水準の有機農業とは、有機農産物の日本農林規格（有機JAS規格）に定められた取組水準のことを指します。

（有機JAS規格の認証取得を要件とするものではありません。）

※慣行栽培から無防除などのいわゆる自然栽培へ転換する場合においても、有機JAS規格に定められた取組水準であれば、本事業の対象となります。

※新規就農者の場合、地域の有機農業の平均的な収量とおおむね同等以上の収量実績が必要となります。

※過年度に本事業による支援を受けた方は対象外になります。

成果目標

事業実施年の翌々年（令和10年）に、

事業対象となる有機農業者の有機農業に取り組むほ場面積が維持または、拡大していること

補助率 10aあたり2万円以内 ※最小申請単位 10a

事業対象となる栽培期間

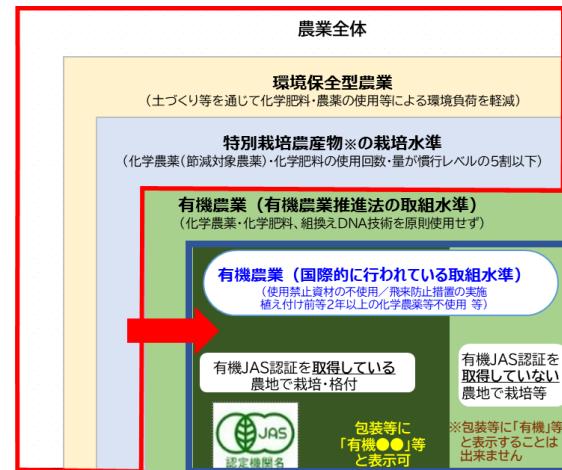
本事業開始後に、播種・定植等を行い、令和9年3月末までに収穫・販売が見込まれるもの。

※改植等を伴わない果樹等多年生作物において有機農業に転換する場合、使用禁止資材（化学合成肥料・農薬等）の使用を中止した時点が事業開始後であれば対象となります。

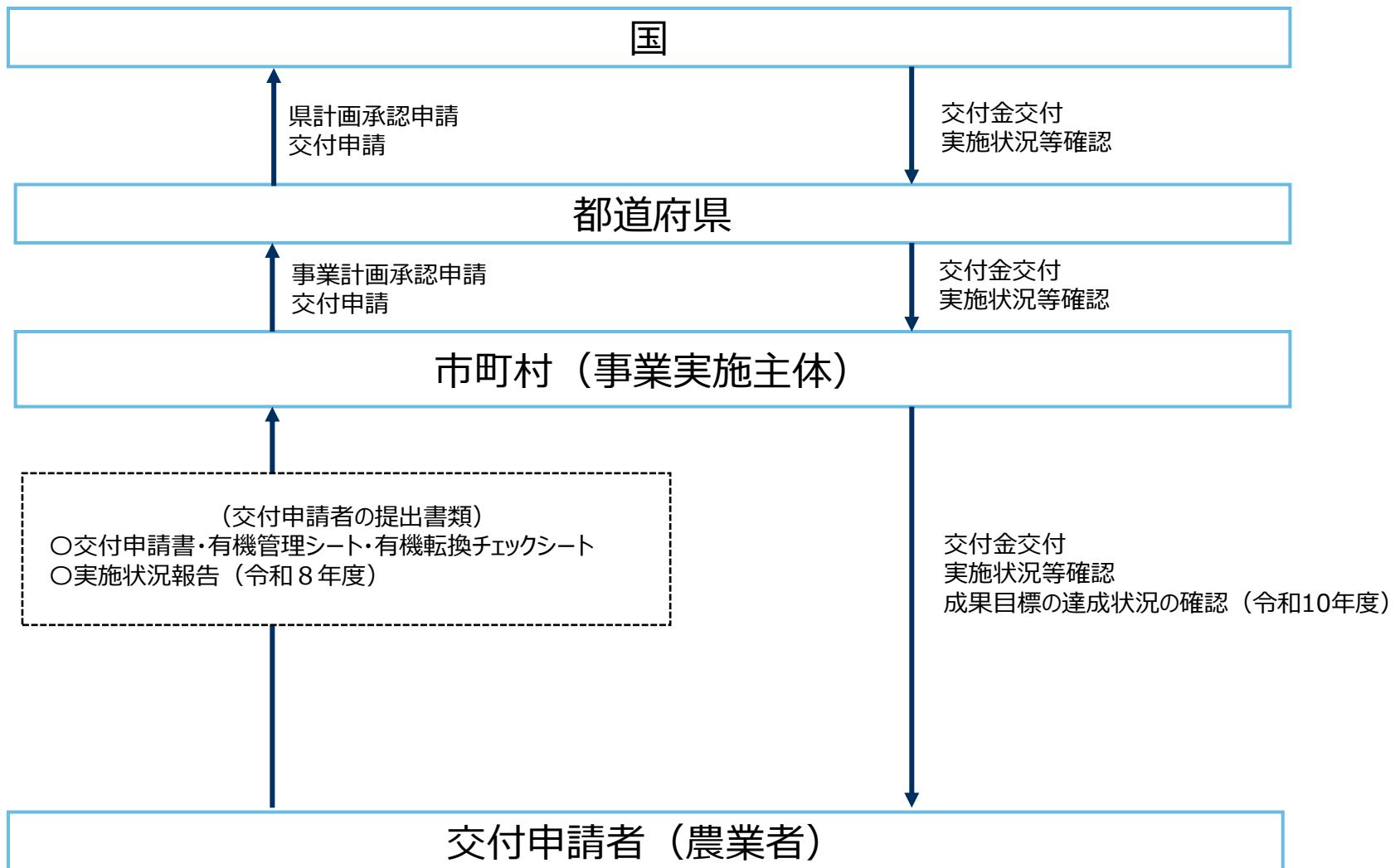
対象農地

- ・交付申請時に既に有機農業の取組が行われている農地は含まない（下記図のとおり）
- ・販売目的の作付けが行われている農地
- ・肥培管理及び雑草や病害虫の発生予防のための措置を行っている農地

図 転換前（赤枠）と転換後（青枠）の農地の考え方



富山県での事業実施体制



スケジュール①

○要望調査 1回目【農業者から市町村への要望提出〆：令和8年1月下旬予定】

○要望調査 2回目【農業者から市町村への要望提出〆：令和8年4月上旬予定】

※ 要望期限は各市町村で定めておりますので、ご注意ください。

○国において全国の要望面積の積み上げにより単価等の調整

○国から県への割当内示

○県から市町村への割当内示

○農業者から市町村への交付申請書等の提出【割当内示以降】

①交付申請書

取組予定面積、交付を受けるための口座情報等の記載

②有機管理シート

申請する農地の所在地や面積等、使用する資材の名称や使用量等の記載

③有機転換チェックシート及び補足資料

指定のチェックシートと転換の裏付けとなる補足資料を提出

(補足資料の例：緩衝地帯の設置計画、前年度の生産履歴簿等)

スケジュール②

○市町村による現地確認【令和8年12月まで随時実施】

交付申請農業者の転換状況の現地確認

○実施状況報告書の提出【農業者から市町村への提出：令和9年1月末日まで】

転換した実績面積、生産記録や出荷・販売契約書の写しなどの必要書類の提出
※令和9年3月までに取組が終わる予定のものも含めて提出

○市町村、県で内容確認後、交付金の支払い

【提出書類】

別紙様式第27号－1 (別記3関係)

有機転換推進事業交付申請書 (報告書)

○○○ 殿

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱に定められた事業の要件等を了知した上で、
有機転換推進事業の交付を受けたいので、下記のとおり申請（報告）します。

また、別紙「有機転換チェックシート」の記載内容について相違ないことを誓約します。

提出年月日 年 月 日

交付申請者氏名

住所

電話番号

1. 申請（報告）面積

品目	予定（実施）面積（a）	備考
水稻		
麦類		
豆類		
いも類		
野菜 (葉茎菜類)		
野菜 (果菜類)		
野菜 (根菜類)		
果樹		
工芸作物		
花き		
その他		
合計		

(添付書類)

- ・有機栽培管理シート（別紙様式第27号－2）
- ・有機転換チェックシート（別紙様式第27号－3）
- ・その他事業実施主体が求める書類

【提出書類】

ほ場一覧

ほ場1筆ごとの状態が把握できる地図を添付すること。

【提出書類】

種苗一覽

【提出書類】

資料一覽

(1) 肥料及び土壤改良資材 (有機農産物の日本農林規格表A.1関係)

(2) 農薬 (有機農産物の日本農林規格表B.1関係)

【提出書類】

(3) 薬剤（有機農産物の日本農林規格表C.1関係）

(4) 調製用等資材 (有機農産物の日本農林規格表D.1関係)

【提出書類】

有機転換チェックシート

土づくりを適切に実施しているか

- 実施している
- 実施していない

有害動植物の防除を適切に実施しているか

- 実施している
- 実施していない

有機農産物の日本農林規格に定める使用禁止資材を使用していないか

- 使用していない
- 使用している

周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないよう必要な措置を講じているか

- 講じている
- 講じていない

有機栽培由来の種子、苗等を使用しているか

- 使用している
- 有機栽培由来の種子、苗等の入手が困難又は品種の維持更新に必要なため使用していない

使用する種子、苗等に組換えDNA技術を使用していないか

- 使用していない
- 使用している

収穫した農産物に放射線照射を行っていないか

- 行っていない
- 行っている

取組品目において、これまで有機農業（交付等要綱別記3第1の2（1）に定める農法）を実施していないか

- 実施していない
- 実施している

※ この項目に誤りがあった場合、交付の対象となりませんので承知ください

上記内容に相違ありません。

年 月 日

氏名